



飲食店事業者の皆様へ 店内の喫煙環境に関する 標識の掲示についてのお願い

日頃より、札幌市行政へのご理解ご協力ありがとうございます。
飲食店においては、望まない受動喫煙を防止するため、利用者が飲食店に入る際に店内の喫煙環境（禁煙を含む）を確認できるよう、出入口等に店内の喫煙環境に関する標識を掲示することが義務となりました。

店舗が選択できる受動喫煙対策（喫煙環境）については、札幌市公式ホームページ内の「札幌市受動喫煙対策ハンドブック施設管理者編」で解説しております。ご不明の点につきましては、右記担当にお問合せ願います。

札幌市受動喫煙対策
ハンドブック



〒060-0042
札幌市中央区大通西19丁目WEST19ビル3階
札幌市保健所健康企画課
電話 011-622-5151 FAX 011-622-7221

喫煙可能室あり
Smoking room available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙専用室
Designated smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

加熱式たばこ専用喫煙室
Designated heated tobacco smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。

切り取ってご使用いただけます

喫煙可能店
Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙可能室
Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

「喫煙目的店」及び「喫煙目的室あり」の標識は札幌市公式ホームページにデータを掲載しておりますので、ダウンロードのうえご使用いただけます。
また、同ホームページに「受動喫煙対策ハンドブック」のデータを掲載しておりますので併せてご確認ください。

標識データ

ハンドブック

<http://www.city.sapporo.jp/eisei/tabako/index.html>

【店内で喫煙ができる場合】

令和2年4月から、飲食店の店内の喫煙環境について、店舗の出入口にわかりやすく標識を掲示することが、健康増進法で義務付けられております。
この義務違反は、過料の対象になります。望まない受動喫煙を防ぐため、標識の掲示をお願いします。

(標識の例)

喫煙専用室あり
Designated smoking room available

加熱式たばこ専用喫煙室あり
Designated heated tobacco smoking room available

こちらの標識は、令和2年4月1日以降に新規で飲食営業許可を取得した店舗は該当しません。

喫煙可能店
Smoking area

喫煙可能室あり
Smoking room available

こちらの標識は、たばこの小売販売許可又はたばこの出張販売場所としての許可を取得し、店内でたばこを対面販売している店舗以外は該当しません。

喫煙目的店
Smoking area

喫煙目的室あり
Smoking room available

【店内禁煙の場合】

令和2年7月から、北海道受動喫煙防止条例により、飲食店については禁煙の場合も、店舗の出入口に標識の掲示が義務づけられました。

(標識の例)

禁煙
No Smoking

禁煙
NO SMOKING
禁止吸烟

禁煙
NO SMOKING

次のページで、各標識についてさらに詳しく説明しています。

